

建設工事請負契約書作成の手引き

令和 7 年 4 月

安中市が発注する建設工事の受注者は、この手引きを参考にして契約書を作成してください。

1 建設工事請負契約書（安中市契約規則第 19 条 様式第 10 号）

該 当 条 項	記 入 内 容 及 び 補 正 内 容 等
収入印紙	発注者が保管する契約書 1 通に、印紙税法において定められた金額の収入印紙を貼付し、消印します。
1 工事名 2 工事場所 3 工期	発注者の指示に従い、入札公告又は指名通知書に記載されている内容を記載します。
4 請負代金額	1 請負代金額欄には、次の金額（落札金額）を記載します。 （1）消費税の課税業者：入札金額＋入札金額の 10％（消費税及び地方消費税） （2）消費税の免税業者：入札金額＋入札金額の 10％ 2 消費税及び地方消費税額の記載 （1）消費税の課税業者：入札金額の 10％を記載します。 （2）消費税の免税業者：「（うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円）」を削除（又は見え消し二重線）します。
5 契約保証金	1 契約保証金は、債務不履行の事態が発生した場合に発注者が受ける損害を補填するため、契約の締結にあたり契約金額の 10％以上を納付していただくものです。 2 入札公告又は指名通知書に「免除」又は「無」と記載されている場合は、「免除」と記載します。 3 契約保証金は、現金・金融機関の保証・前払保証会社の保証・履行保証保険及び履行保証証券のいずれかから選択することができます。 4 現金又は現金に代わる担保（銀行の保証及び東日本保証株式会社の保証）を納める場合は、当該金額を記載します。 5 契約保証金の納付に代えて履行保証保険契約に係る証券を提出する場合は、「免除（履行保証保険）」と記入します。 6 受注者が、契約保証金の納付に代えて公共工事履行保証証券を提出する場合は、「免除（履行ボンド）」と記入します。
6 解体工事に要する費用等	1 当該工事が建設リサイクル法の対象工事である場合は、「別紙のとおり」と記載し、「（1）分別解体等の方法（2）解体工事に要する費用（3）再資源化等をする施設の名称及び所在地（4）再資源化等に要する費用」の内容を記載した別紙を約款の末尾に綴じ込みます。 2 当該工事が建設リサイクル法の対象工事でない場合は、「対象外工事」と記載します。 3 対象となる主な建設資材は、コンクリート・木材・アスファルトです。 4 工事の種類と規模の基準は以下のとおりです。

	<table> <tr> <th>工事の種類</th><th>規模の基準</th></tr> <tr> <td>建築物の解体</td><td>床面積の合計 80㎡以上</td></tr> <tr> <td>建築物の新築・増築</td><td>床面積の合計 500㎡以上</td></tr> <tr> <td>建築物の修繕・模様替(リフォーム等)</td><td>請負代金(税込)1億円以上</td></tr> <tr> <td>建築物以外の解体・新築等(土木工事等)</td><td>請負代金(税込)500万円以上</td></tr> </table>	工事の種類	規模の基準	建築物の解体	床面積の合計 80㎡以上	建築物の新築・増築	床面積の合計 500㎡以上	建築物の修繕・模様替(リフォーム等)	請負代金(税込)1億円以上	建築物以外の解体・新築等(土木工事等)	請負代金(税込)500万円以上
工事の種類	規模の基準										
建築物の解体	床面積の合計 80㎡以上										
建築物の新築・増築	床面積の合計 500㎡以上										
建築物の修繕・模様替(リフォーム等)	請負代金(税込)1億円以上										
建築物以外の解体・新築等(土木工事等)	請負代金(税込)500万円以上										
本書〇通等	1 「本書〇通」は、発注者分1部、受注者分1部を作成しますので、「2」を記入します。 2 共同企業体の場合は、各構成員分の契約書も作成しますので、「1+共同企業体の構成員数」を記入します。 3 本文の契約当事者の記載は「発注者と受注者」です(追加の記載は不要です。)										
契約締結日	発注者の指示に従います。 なお、発注者の指定する日より遅れる場合であっても、落札者は落札の翌日から7日以内に契約を締結しなければなりません。(指定する日より遅れる場合は発注者へ連絡すること。)										
発注者 住所・氏名	発注者が記載しますので、記載する必要はありません。										
受注者 住所・氏名	1 法人の場合 「住所 入札参加資格者名簿に登録した住所 氏名 商号 役職名 代表者氏名」 と記載し、代表者印を押印します。 2 共同企業体の場合 「住所 登録した共同企業体の住所 氏名 共同企業体名 代表企業名 役職名 代表者氏名 構成企業名 役職名 代表者氏名 構成企業名 役職名 代表者氏名」 と記載し、各構成員の代表者印を押印します。 3 個人の場合 「住所 入札参加資格者名簿に登録した住所 氏名 屋号 氏名」と記載し、押印します。 4 入札参加資格者名簿において契約締結権限を委任している場合は、委任先の内容を記載し、受任者印を押印します。										
綴じ方	1 契約書、約款及び設計書を袋とじにし、表面及び裏面の糊付け部分に契印を押します。また、図面が袋とじに使用する封筒等に入らない場合は、契約書の後部に添付し、袋とじにするなど一体として保管すること。そのほか、発注者から指示がある場合は、それに従ってください。 2 建築の場合は、契約書に設計書を綴じ込まない場合もありますので、発注者の指示に従ってください。										
その他	1 契約書記載の〔注〕書きは削除します。 2 共同企業体でない場合は、契約書中段に記載してある「また、受注者が共同企業体を ～ 共同連帯して請け負う。」を削除します。										

2 建設工事請負契約約款

該 当 条 項	記 入 内 容 及 び 補 正 内 容 等
文字、項、条の加入、 訂正、削除の方法	○字加入する場合は、「○字加入」と欄外に記載します。 ○字訂正する場合は、「○字訂正」と欄外に記載します。 ○字削除する場合は、「○字削除」と欄外に記載します。 - 項や条を加入、訂正、削除する場合も同様に、「第○条第○項削除」などと記載します。 - 記号（句読点、括弧等）は字数として数えません。 「○字加入」などと記載した箇所には、訂正印を押印します。
（契約の保証） 第 4 条	- 通常は金銭的保証となります。 - 入札公告又は指名通知書で契約保証金の納付を「免除」又は「無」とされた場合は、本条を削除（又は見え消し二重線）します。ただし、履行保証証券又は履行保証保険に係る書類の提出により、結果的に契約保証金の納付が免除される場合には削除しません。
（前金払及び 中間前金払） （保証契約の変更） （前払金の使用等） 第 3 5 条～第 3 7 条	- 指名通知書の前払金に「有」と記載されている場合で、一定の要件（保証事業会社による前払保証証書（約款を含む）添付）を満たした場合には、当該契約金額の 1 0 分の 4 以内の前払金の支払いを請求することができます。 また、予定工期が 9 0 日以上の場合は、更に保証事業会社と中間前払金に関する保証契約を締結し、その保証証書（約款を含む）を提出することで前払金に追加して 1 0 分 2 以内の中間前払金の支払いを請求することができます。 ※前払金を取っていないと中間前払金の請求はできません。 - 指名通知書の前払金に「無」と記載されている場合や前払金を請求しない場合は、第 3 5 条～第 3 7 条を削除（又は見え消し二重線）してください。
（部分払） 第 3 8 条	指名通知書の部分払に「無」と記載されている場合や部分払を請求しない場合、また、請負金額 2 0 0 万円未満の場合は、第 3 8 条を削除（又は見え消し二重線）してください。

3 契約時の提出書類

該 当 条 項	提 出 の 時 期 等
契約書	契約締結時 提出先：財政課 契約検査係
契約保証に関する書類 ※約款等を添付します。 ※指名通知書で契約保証金が「無」とされた場合を除き、次のいずれかの書類を提出します。 (1) 契約保証金を振り込んだことがわかる書面（振込依頼書の写しなど） (2) 銀行又は保証事業会社の保証書 (3) 履行保証保険証券 (4) 履行保証証券（履行ボンド）	契約締結時 提出先：財政課 契約検査係
主任技術者等指定通知書 ※ 監理技術者となる際は、文言を変更する。 【添付書類】 主任技術者等と現場代理人それぞれの 経歴書 （それぞれ本人の押印要） 契約履行に必要な資格（免許）の写し （実務経験等による場合はその内容がわかる資料） 雇用関係を証明する書類 監理技術者資格者証の写し （監理技術者の場合）	契約締結時 提出先：財政課 契約検査係
前払金請求書 ※指名通知書で前払金が「有」と記載され、前払金を請求する場合に要する。	契約締結時 提出先：財政課 契約検査係
前払金の保証証書 ※写しと約款を添付します。	契約締結時 提出先：財政課 契約検査係
現場代理人兼務届出書 ※設計図書で現場代理人の兼務が認められていて、代理人が兼務をする場合に提出する。	契約締結時 提出先：財政課 契約検査係

※その他注意事項等

- 1 契約書の部数は、共同企業体の場合は企業体の構成員数分と発注者分が必要となります。
- 2 現場代理人は、現場に常駐しなければなりません。（発注者が常駐緩和を認めた場合を除く。）
- 3 同一工事において、主任技術者が現場代理人を兼務することは可能です。
- 4 請負金額が4, 500万円（建築一式工事の場合は9, 000万円）以上のものについては、主任技術者又は監理技術者を専任で配置しなければなりません。
- 5 請負金額のうち5, 000万円（建築一式工事の場合は8, 000万円）以上を下請契約して工事を施工する場合は、監理技術者を専任で配置しなければなりません。
- 6 課税事業者届出書及び免税事業者届出書については、工事書類の簡素化を図るため契約担当者が請負者に必要に応じて確認することをもって提出不要とします。